

※奥村組協力会HP (<http://www2.okumuragumi.co.jp/club.html>)
にも同じものを用意しておりますので、印刷不鮮明等で見づらい
場合は、そちらをご参照ください。

4月から、建設キャリアアップシステムの 「事業者登録」「技能者登録」が始まります

株式会社奥村組

奥村組協力会会員会社のみなさまへ

弊社では、本年4月から運用が始まる「建設キャリアアップシステム」を、
現場で働く技能者の皆さんの処遇改善、将来のキャリアの見える化につながる
画期的なインフラと考え、積極的に導入をしていきます。

10月からは元請による現場登録が始まり、本運用となります。早期に多くの
技能者に現場入場履歴（キャリア）を蓄積していただけるよう、全力で取り組ん
でまいります。

現場での履歴蓄積に先駆けて、まず現場に入っていただく協力会社のみなさ
まの「事業者登録」と、そこで働かれている技能者一人一人の「技能者登録」が
必要です。

奥村組協力会会員会社のみなさまには、登録を強力に推進する
ために、

- まず4月以降すみやかに「事業者登録」をするとともに、傘下の
事業者の方々に早期の登録を促していただくことをお願いします。
特に当社の現場に入る会社については、積極的にご指導願います。
- 次に、「技能者登録」について、技能者が所属されている会社が、
本人の同意をとって本人に代わって申請手続き（「代行申請」）を
行うよう、推奨をお願いします（特に当社の現場に入る会社）。

※ 技能者登録にあたっては、社会保険番号など技能者本人では把握、記入しづらい項
目がいくつかあり、技能者本人の負担軽減、登録促進のため、代行申請が有効です。

※ 代行申請においては所属事業者の事業者IDの入力が必要ですので、先に事業者登
録をお願いします。代行申請をインターネット申請で行うと、所属事業者の事業者
IDを入力することにより一部項目の入力が省略でき、効率的です。

事業者登録、技能者登録（代行申請）の具体的手続き、方法については、改め
て説明会を開催します。

なお、この事業者登録、技能者登録は、一度行っていただければ、他の元請の
キャリアアップシステム登録現場に入られる時も有効です。

「事業者登録」「技能者登録」「代行申請」について

1. 事業者登録

(1) 申請内容（事項）

- ① 商号、所在地、建設業許可情報
- ② 業種
- ③ 登録責任者
- ④ 社会保険加入状況 等

(2) 申請方法

事業者証明書類等の写し（建設業許可がある場合は許可証明書又は通知書の写し）を添付し、（一財）建設業振興基金に WEB 又は郵送・窓口で申請

(3) 利用料金

- ① 事業者登録料（資本金額に応じて。一人親方は無料）。支払：5 年ごと
- ② 管理者 ID 利用料（システムへのアクセス、情報入力、技能者情報閲覧のため）
1 ID につき、年 2,400 円

2. 技能者登録

(1) 申請内容（事項）

- ① 本人情報（住所、氏名、生年月日、性別、国籍）
- ② （社会保険を払っている）所属事業者の情報
- ③ 社会保険加入状況
- ④ 職種、健康診断受診歴、保有資格、研修受講履歴 等

(2) 申請方法

本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）の写しを添付し、（一財）建設業振興基金に WEB 又は郵送・窓口で申請

(3) 登録料（10 年間有効）

WEB 申請：2,500 円、 郵送・窓口申請：3,500 円

3. 代行申請

- (1) 技能者登録について、本人に代わって、技能者が所属する事業者が申請することができます（本人に代わって事業者の社員が WEB 申請書に入力し、本人確認書類等の写しを確認・添付し、WEB 送信する。）。

また、技能者が所属する事業者に代わって、例えば上位の事業者が代行申請することもできます。（例：3 次下請企業に所属する技能者の申請を、本人及び所属事業者の同意（依頼）に基づき、1 次下請企業が一括して申請する など）

- (2) 事業者登録についても、代行申請することができます。

（例：3 次下請企業の事業者としての申請を、1 次下請企業が申請する など）

お問合せ先

（カナサキ）

（株）奥村組 管理本部 安全環境部 金咲 06-6625-3860

建設業振興基金 お問合せセンター 03-6386-3725